

公益財団法人 中国四国酪農大学学校教育規程



(平成 25 年 6 月 5 日理事会承認)
(平成 28 年 2 月 9 日理事会一部改正承認)
(平成 29 年 6 月 6 日理事会一部改正承認)
(平成 30 年 2 月 9 日理事会一部改正承認)
(令和 2 年 2 月 3 日理事会一部改定承認)
(令和 4 年 2 月 10 日理事会一部改正・改定承認)
(令和 5 年 2 月 16 日理事会一部改正・改定承認)
(令和 7 年 5 月 30 日理事会一部改正承認)

(目的)

第 1 条 本校は、実践教育による確かな技術と経営感覚に富む酪農の担い手の養成と、酪農を通じて地域社会への貢献ができる健全にして良識ある人材の育成を行うこととし、併せて、生命、食、環境を育む酪農の社会的意義や役割の普及啓発を通じて、酪農業の健全な発展に寄与することを目的とする。

(名称)

第 2 条 本校は、公益財団法人中国四国酪農大学校という。

(位置)

第 3 条 本校の位置を岡山県真庭市蒜山西茅部 6 3 2 番地に置く。

(課程、学科、修業年限、定員)

第 4 条 本校の課程、学科及び修業年限並びに定員は次のとおりとする。

課程名	学科名	修業年限	入学定員	総定員	備考
農業専門課程	酪農科	2 年	2 5 名	5 0 名	昼間開校

(修学期間)

第 5 条 本校の修業期間は 2 カ年で、修業方法は次のとおりとし、学年は 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 3 1 日に終わる。学期を 2 期に分け 4 月 1 日から 9 月 3 0 日を前期、1 0 月 1 日から 3 月 3 1 日までを後期とする。

(1) 講義及び実習

- 1 年次 入学した年の 4 月 1 日から翌年の 3 月 3 1 日までとする。
- 2 年次 1 1 月 2 4 日から翌年の 3 月 3 1 日までとする。

(2) 実務研修

- 2 年次の 4 月 1 日から 1 1 月 2 3 日までとする。

(休業日)

第 6 条 休日は国民の祝日、土曜日及び日曜日とする。

- 2 前項の外に校長が必要と認めるときは、別に休日を定め又は休日を変更することができる。

(学科及び科目)

第 7 条 学生が履修しなければならない学科及び科目は別表 1 のとおりとする。

(成績評価等)

第 8 条 学生が所定の学習を履修したときは、試験、論文及び技能判定の考査を行う。なお、学業における採点基準は別に定める。

- 2 校長は考査の結果をうけて科目の修得を認定する。

(学生納付金)

第16条 学生納付金は別表3のとおりとし、所定の期日までに納入しなければならない。

(休学、退学及び復学)

第17条 学生が、病気その他やむを得ない理由により休学又は退学しようとするときは、医師の診断書又は理由書を付して保証人連署の願いを校長に提出し許可を得なければならない。

2 休学期間は1ヶ月～1年以内とし、休学理由が止んだときは医師の診断書又は理由書を付して保証人連署の復学願いを提出して許可を受けなければならない。

(卒業の認定)

第18条 第8条に定める考査の結果科目の修得が認められた学生に対して、校長がこれを認定し卒業証書を授与する

(称号の授与)

第19条 前条により、卒業証書が授与された者には、専門士（農業専門課程）の称号を与える。

(除籍等)

第20条 校長は学生が次の各号に該当するときは、その者を退学させ、又は除籍することができる。

- (1) 死亡又は行方不明の者
- (2) 疾病等により成業の見込みがないと認めた者
- (3) 学業成績が著しく不良で卒業の見込みがない者
- (4) 第17条に定める休学期間を経過してもなお復学しない者
- (5) 学生納付金の納入の義務を怠り、督促をうけても納入しない者

(表彰)

第21条 理事長は、校長が学業及び品行が特に優秀であると認めた学生に対し表彰することができる。

(懲戒)

第22条 校長は、学生が、学生としてふさわしくない次の各号に該当する行為があったときは、懲戒を行うことができる。

- (1) 本校の諸規程又は命令に違反した者
 - (2) 本校の教育活動を妨害した者
 - (3) 刑罰法令に触れる行為を行った者
 - (4) 本校の名誉・信用を著しく失墜させた者
 - (5) 前各号に準ずる不適切な行為を行った者
- 2 懲戒は違反及び行為の程度、結果の重大さ意志の有無を勘案して次の処分を行う。
- (1) 戒告 嚴重に説諭し、将来を戒める。
 - (2) 停学 1ヶ月以上3ヶ月未満の出校又は学習停止処分にする。
 - (3) 退学 即時退学処分にする。

(報告)

第23条 校長は学生の入学、休退学、卒業、表彰及び懲戒等重要な教育事業の動きについて、必要に応じ関係県に報告する。

(書類簿冊)

第24条 学生の教育に必要な書類簿冊は次のとおりとする。

- (1) 入学願書
- (2) 休退学願
- (3) 誓約書
- (4) 教育記録（講義・実習計画等）
- (5) 出欠簿
- (6) 学籍簿（成績表を含む。）
- (7) その他校長が必要と認めたもの

(別表1)

学科名	科目名	時間数				備考	
		時間計	1年次		2年次		
			前期	後期	前期		後期
酪農経営学	畜産概論	15	15				
	酪農基礎学	30	30				
	畜産物流通論	10			10		
	酪農経営演習Ⅰ	10		10			
	酪農経営演習Ⅱ	10			10		
	農業簿記	20			20		
飼料学	飼料学	20	20				
	自給飼料学	20		20			
	飼料計算演習	20		20			
	牧草飼料作物演習	10	10				
家畜繁殖学	家畜繁殖学	30	30				
	家畜改良学	20	20				
	家畜審査演習	10		10			
飼養管理学	飼養管理学	20	20				
	搾乳理論	10	10				
	肉用牛管理学	45		35		10	
	飼養管理演習	30	30				
	酪農機械演習	40	20	20			
	検査演習	10		10			
家畜衛生学	家畜衛生学	20	20				
	解剖生理学	20	20				
	牛削蹄演習	20		10		10	
環境保全学	畜産環境保全学	20		20			
	土壌・肥料学	10		10			
畜産利用学	乳肉加工学	20		20			
	観光酪農概論	10		10			
	乳製品製造演習	10		10			
特別講義	畜産新技術	10		10			
	品質管理学	10		10			
	酪農経営事例紹介	10		10			
	畜産施設視察	20		10		10	
	講話・教養	60	30	20		10	
卒業論文	卒業論文	80		10		70	
	校外研修報告	40		20		20	
酪農実習	酪農実習	800	385	415			
	実務研修	1,600			1,248	352	
合計		3,140	660	710	1,248	522	
	講義	740	275	295	0	170	
	実習	2,400	385	415	1,248	352	
			1,370		1,770		

(別表2)

受験料	20,000円
-----	---------

(別表3) 学生納付金

(単位：千円)

区 分		授業料	入学金	施設整備費	研修教材費	合 計
1 年生	前期	200,000	100,000	200,000	61,200	561,200
	後期	200,000	-	-	61,200	261,200
2 年生	前期	200,000	-	-	-	200,000
	後期	200,000	-	-	-	200,000

※入学金、施設整備費、研修教材費については、入学初年度のみの納入とする。
前期授業料、入学金、施設整備費については、入学時の納入とする。
研修教材費については、3ヶ月ごとの分割納入とする。